

戦前期における「技術者」団体の人的構成と活動方針

——工政会を中心に——

佐竹康扶

はじめに⁽¹⁾

第一次世界大戦の勃発は、日本における重化学工業を大きく発展させると共に、高等工業教育機関および試験研究機関の大幅な拡充と、工業動員を含めた産業政策・工業政策への官民の注目をもたらした。これに伴い大正期に発生したのが、技術者の総合的団体への組織化と、同団体による政治的・社会的運動の活発化である。曲折を得ながらも戦時期まで継続された彼等の活動は、明治期に比した大正期以降の技術者の社会的性格の変化を示すのみならず、戦時下の科学者・技術者動員の前提となった点で、戦前・戦時期の産業政策・技術政策を検討する際に、無視することができない存在である。

こうした技術者たちの「活性化」は、これまで主として技術史、あるいは官僚制研究の見地から検討されてきた。技術史的には大淀昇一が、大正期に始まる技術官僚の地位向上運動が、戦時下で「科学技術」という新たな政策概念の提唱へと収斂していく過程を明らかにした⁽²⁾。また政治史の見地からは、若月剛史が、大正期に政党への接近を模索した技術官僚が、緊縮財政下で政党内閣に失望していく過程を検討し、戦間期の政治過程の中に、技術官僚の動向を位置づけている⁽³⁾。

こうした研究の主要対象は、大正期に設立された二つの技術者団体である。技術政策に関する研究・連絡・建議を目的として、1918年に設立された工政会は、土木系の技術官僚を中心として、1920年に結成された日本工人倶楽部（後の日本技術協会）と共に、戦前の代表的技術者団体として検討されてきた。

そして発足当初の工政会が、技術者、とりわけ技術官僚の地位向上を最重要課題と位置づけ、文官任用令改正による「法科偏重」の是正運動を活発に展開したこと、しかし、運動が明確な成果を挙げられず、関東大震災を契機として、工業関係の企業家を「工業家」として会員に勧誘し、工業政策に関する総合的団体への方針転換を図ったこと等が、先行研究により明らかにされている。

しかし、同団体会員の所属・学歴・地位等の背景に関しては、会長・理事等の代表者を除き、土木・通信系の技術官吏を中心とした日本技術協会に対し、民間技術者と非技術系統の実業家を

含む工政会という、やや漠然とした一般化に終始してきた。

一方では近代日本の工業化における技術者の役割と、彼らのキャリアパスに関し、経済史・教育史の見地から、少なからぬ研究が蓄積されている。森川英正⁽⁴⁾、内田星実⁽⁵⁾の先駆的研究に始まり、天野郁夫⁽⁶⁾、近年では沢井実⁽⁷⁾、市原博⁽⁸⁾らにより、明治・大正期の高級技術者の特質とその供給・移動が詳細に検討されてきた⁽⁹⁾。

すなわち、こうした研究成果を踏まえつつ、学歴主義的・位階的に編成された当該期の技術者の中で、どのような技術者が大正期から政治的・社会的に「活性化」し、技術者団体を媒介として結合していったのか、定量的、具体的に明らかにする視角が必要といえる。

したがって本稿では戦前期、すなわち1918年の発足当初から日中戦争前における工政会員の所属と組織内の地位を検討し、特に会員中の民間技術者、学術関係者、技術官吏の比率、“非”技術者会員の比率に注目する。また、民間技術者に関しては、経営者、取締役、技師長・工場長・部長、それ以下の層および自営業者に分類する。合わせて、各時期における工政会の活動を、人的構成との関連性を見地から検討することで、同会の活動に積極的にコミットした技術者、離脱していった技術者、「工業家」団体としての同会に参加した“非”技術者の経営者・役員層、それぞれの特質を明らかにする。ただし、人的構成検討に際しては、比較対象として、1939年度のデータも合せて検討していくものとする。

1 発足当初における工政会の人的構成

そもそも、工政会の構成員中に占める技術官僚の比率はどの程度であったのだろうか。まずは発足当初の1918年における、同会会員の職業構成を検討してみよう。

【表1】1918年当時における工政会員所属別分類⁽¹⁰⁾

内務	通信	鉄道	満鉄	商工	大蔵	市町村	陸軍	海軍	他官庁
4	21	34	12	10	3	15	8	14	5

学校	経営者	取締役	工場長	民間一般	自営業	議員	その他	不明	合計
53	9	44	59	161	34	2	2	11	501

【表1】より、企業関係者が307名で全体の約61%、対して官庁勤務は126名で全体の約25%、教員が約11%となるが、明治末期における東京帝国大学工学部卒業生の就職先が官：民で約1：1であった⁽¹¹⁾点を考慮すれば、工政会員の比率は当初から企業技術者に傾斜していたといえよう。注目すべきは、技術官吏の大半が鉄道・通信両省出身であり、農商務・大蔵に加えて内務技師も少数である点だが、これは同種の技師が当時土木学会を中心に組織化され、創立当時の執行部に

も内務技師が存在しなかった⁽¹²⁾ことに起因すると思われる。

【表2】1918年当時における工政会員学歴別分類⁽¹³⁾

東大	京大	東北大	北海道大	九州大	東京高工	大阪高工
290	54	6	2	6	49	11
名古屋高工	熊本工業	明治専門	早稲田	その他	合計	会員総計
1	7	1	1	10	438	501

次いで【表2】より会員の学歴を見れば、大学・高等工業学校（以下高工）卒業者中、東京帝大卒業者が全体の約58%、京都帝大卒が約11%、次いで東京高等工業学校卒が約10%であり、帝国大学工学部卒業者を機軸としていたことが確認できる。明治期の高級技術者最大の供給源が東京帝大であった事を鑑みれば、この数値は当然ともいえるが、後述する大正期・昭和期の会員分布と比較すれば、高工出身者の取り込みは発展途上であったことがうかがえる。

いま一つ注意すべきは、発足当初から工政会が、技術者の職能団体としての性質を厳格にせず、「工業家」団体を標榜していた点である。『工政会会報』は、「工業家と称したのはエンジニアの事」とした上で「技術家とすると却つて多くの他の誤解を招き易いから、先づ工業家といふ文句で落ち着かせる事とした」⁽¹⁴⁾と述べている。会員の条件を技術系教育機関出身者に限定せず、「工業家」という曖昧な概念としたことは、結果的にであれ、後述する方針転換の際、「工業家」団体という会の自己認識を容易にすることになる。では、こうして工政会に結集した技術者たちは、同会に何を期待していたのだろうか。

2 発足当初における工政会の活動方針と技術家・事務家論争

発足当初、工政会の活動は官・民双方における技術者から好感をもって迎えられたが、その理由はいかなるものであり、背景には技術者のどのような認識が存在したか。まず、同会発足に関する技術雑誌の論説は、「現今一般の工業家」の多くが、「其の工業に対する知識殆ど零に近きも、財力若くは権力に於て常に該工業家の禍福を左右し得べき人々」に傾使されており、「工業家にして財力家権力家に過大の信用を得るも尚殆ど宰たるに止まり、相たり得たる工業家は正に暁天の星にも比すべきものあり」⁽¹⁵⁾と主張している。

すなわち、法科官僚・事務系企業家によるマネジメントの独占と技術者の地位向上の阻害が、官・民共通の風潮として語られ、その打破が工政会に期待されたといえよう。また、古参会員であった棚橋寅五郎（工学博士、日本化学工業会社取締役）によれば、発足当初の工政会には

「我々エンジニアは官に民に常に下層に置かれ……官に在ては課長以上たるを得ず、民

間会社に在ても技師長以上たるを得ない……我々は大に協力一致研究努力、其の位置の向上を促進せねばならぬ。何時迄も法学者の願使に甘んずべからず」⁽¹⁶⁾

との気風が横溢していたという。

こうした工政会の主張に対し、同時代において批判を加えたのが、鐘紡社長の武藤山治であった。武藤は1922年、工政会に意見書を送付し、技術者の業務が専門的分野に留まるのに対し、事務家の業務は工業全体の経営管理という多様な範囲に渡るため、技術者は経営に関与するよりも専門分野に専念することが工業の能率増進につながる、と説いた。これに対して斯波忠三郎（工政会理事長）は、工場経営に事務的才能が必要なのは当然だが、技術者が技術者としての職務に専念するためには、その上役が「技術に十分な諒解ある」ことが必要である、と反論している⁽¹⁷⁾。

こうした論争は一定の反響を呼び、当時の『工業新聞』上に技術者・企業家ら数十名の人物の論評が掲載されたが、内容の大多数を占めたのは、当該人物の経営能力が第一であり、技術者か「事務家」であるかは問わないとするものであった。特に注目すべきは、企業経営には総合的能力が必要であり、工政会の強調する「技術に関する素養」は副次的でよいと、少なくない論者が看做した点である。例えば小林一三（阪急電鉄専務）は、技術的な素養と総合的な視野に立った経営能力は別であり、現在の技術者には後者が欠けている場合が多い、と工政会の主張に激しく反論した⁽¹⁸⁾。

先行研究において、同論争は技術者による自身の「視野の狭さ」の自覚と工業教育改革への志向という文脈で捉えられており⁽¹⁹⁾、本稿はそれ自体を否定しない。しかし経済史・経営史の研究が指摘するように、待遇面で事務系との格差が存在したとはいえ、戦前期の主要鉱工業会社においては技術者が重役昇進から排除されてきたとはいえ、とりわけ大正中期から技術者の経営参画が進行しつつあった⁽²⁰⁾。とすれば同論争は、第一次大戦下の重工業の伸長を経て、専門経営者として高級技術者が、企業経営に参画していく転換期であるが故に発生し、論争時の実情よりも、当時の主導的技術者・経営者達の経験・認識を多分に反映したものであり、官界における一貫した待遇格差の問題とは、同列に扱い難いといえよう。

3 設立直後における工政会の産業政策調査・建議とその限界

本章では、発足当初から関東大震災前後まで、文官任用令改正および政治参画を主目的とした団体から、「工業家」団体として変質を遂げていく工政会の動向を、政治参画運動“以外の”活動、とりわけ産業政策に関する建議活動に重点を置きつつ検討していきたい。

まず指摘すべきは、工政会は発足当初から、技術者の地位向上運動に直接関係しない、産業政策に対する建議を活発に提出しており、農商務省も産業政策上の論点に関し、同会への諮詢を行っていたという点である。しかし同会の建議は、一部を除き、実際の産業政策策定に影響を与えるケースは少なかった。以下、その実例を挙げ、失敗に終わった会合については、その理由を

検討していく。

a) 関税改正・製鉄業振興問題

1918年7月に発足した臨時経済財政調査会では、諮問第三号で製鉄業の振興策、諮問第四号で造船業の維持発達策方策が、翌年11月に提出されたが、委員の中には4名の工政会員が含まれていた。同調査会特別委員会が21年2月に可決した第三号答申では、「本邦製鉄業振興ノ根本方針」として需用者に「多少ノ不便」を与えても国家保護を加えるとした上で、製鉄業合同経営の必要を認め、「各製鉄所ハ便宜合同又ハ経営ノ委託ヲ為シ…（中略）…諸製鉄所相寄りテ『シンヂケート』ヲ組織スルヲ可トス」ることを明記した。さらに保護策については、鉄製品への保護関税、鉄・鋼材製造業者への補助金交付、製鉄業奨励法改正による免税拡大、国産鋼材の使用促進、業者への資金融資などが盛り込まれた⁽²¹⁾。

しかし同答申案は製鉄業・造船業奨励の手段に保護関税を選択したため、鉄材を多用する業種、とりわけ機械工業の見地からの反発を招き、工政会内部でも、同調査会内の議論がほぼ踏襲される形で論争が発生した。すなわち製鉄合同および保護関税推進論と、両者への反対論の対立である⁽²²⁾。また、合同方法自体についても、官営による合同論、半官半民による合同論、小製鉄所合同論に議論が分裂した。

そして1921年2月の例会では、議論が結論をみないことと、同調査会が既に答申を発表したため、後追いで建議を行なっても効力は少ないことを理由に、論題の保留が宣言され、以降製鉄業振興策が会として論じられる事はなかった⁽²³⁾。

b) 工業所有権制度改正問題

第一次大戦勃発により輸入品国産化の必要性が認識され、工業所有権制度改正の必要性が高まると、工政会は特許局拡張を唱えて世論を喚起し、工学会、機械学会と共に、技術の見地から改正案建議を行った⁽²⁴⁾。

その一方で工政会は、技術者の権利擁護の見地から、弁理士法案に激しい批判を加えた。当時の特許弁理士令の下では、学位保有者・帝大卒業者は、銓衝による無試験での弁理士資格取得が可能だったが、法案原案では、不適任者の資格取得防止を目的に、制度の撤廃と試験制度の採用が盛り込まれていた。これに対し工政会は技術者の地位擁護の見地から反発し、農商務相への建議提出など、反対運動を展開した⁽²⁵⁾。

すなわち同会は、改正案で弁護士試験等、「法科」試験の合格者が無試験資格を得るが、技術者には適用されない点を批判し、弁理士の職務は法律と技能の両面にある以上、銓衝制度を撤廃すれば両者の比重が崩れて実務を阻害し、技術者の既得権を奪うと主張した。

衆議院でも、矢野丑乙・出口直吉の両工政会所属議員が法案を批判したが、その主張もまた銓衝制度撤廃は、技術を軽視した「法科万能」であるとして、弁理士の職務における技術的側面への配慮を求めるものであった。これに対して田中隆三農商務次官は、試験制度はあくまで特許法

規に関する知識の確認を目的とするものであり、弁理士が法規を取り扱う以上、最低限の法律知識は必要であると反論した⁽²⁶⁾が、最終的には法案中に技術者を対象とした銓衡制度が盛り込まれ、工政会の活動は一応の効果を挙げたといえる。

c) 電力統一問題⁽²⁷⁾

電気事業を通信省が所掌することの事業的不都合を理由に、1920年1月の例会で電気事業監督官庁統一が提言され⁽²⁸⁾、同年9月に水力電気統一調査委員会が結成されたことで、工政会は同問題の審議を開始する。しかし問題の焦点が電力事業統一へと移行していく中、統一方法を巡り国営論を唱える東京支部と、半官半民を主張する関西支部が対立し、齟齬を解決し得ないまま、同問題自体が審議未了に終わっている⁽²⁹⁾。

以上より、工政会は建議・答申を通じて、工業政策への影響力確保を目指したものの、技術者総体の地位向上、あるいは純技術的な問題を除き、会員各々の専門分野間で齟齬・対立が発生した場合、それを有効に統合することが出来ず、適切な時期に主張を外部発信し得ない、という問題に直面しがちであったといえよう。専門家たる技術者の優位性を強調した工政会は、専門性同士が対立した場合、容易に妥協点を見出し難いというジレンマに直面したのである。

こうした建議内容に関する意見対立の続発、さらには技術官地位向上運動の不振により登場するのが、工政会が技術者集団である以上、「技術者共通の利害、共同の目的」に努力すべきであり、個々の国策を建議すると「問題が重大となればなる程会として意見の一致を見ることは出来ぬ、必ず反対の少数意見があるに定つて居る」ため避けるべきとの主張、さらに「立法府に同志を有せざるもの、建議は畢竟お情けに依るものであつて、吾人の主張を貫くといふ事は百の建議をしても出来ない」⁽³⁰⁾という主張であった。

すなわち、会員間の利害対立を生じかねない個別的・具体的な建議へのコミットを否定し、個別的・具体的な国策樹立、技術者の地位向上に関する建議中心の活動から、議会への技術者進出を企図した方針転換が模索されたのである。しかし、工政会は武藤山治ら実業同志会との連繫を検討するも、技術官・技術将校等を含む団体が政派的行動を採ることの問題、会が同党の下部団体と化すことへの懸念から、会自体としての提携は挫折せざるを得なかった⁽³¹⁾。

4 工政会の方針転換と「工業家」団体化

こうした工政会の活動の停滞を転換したのは、先行研究も指摘する通り、1923年の関東大震災復興問題であった。すなわち復興問題に端を発し、工政会は政治団体的な性質を低下させ、“非”技術者出身の企業経営者を含む「工業家」の総合的団体への転換を図った。これにより同会は、会員の団結させ、存在意義への懐疑を払拭すべく、外部に技術的観点からの政策建議の必要性を大きく宣伝したのである。

同時期に工政会の会員数は、1923年3月の約1,500名から、1924年末の約3,500名へと大幅な増加

を示す⁽³²⁾。さらに24年の工業振興委員会答申、24年～31年の第1回～第7回全国工業家大会、25年の国産振興会および27年の動力問題連合協議会結成の推進により、各種学会を横断する形で工業政策に関する建議を提案していく⁽³³⁾ことになる。

しかし、こうした同会の方針転換を検討する上で、いくつかの注意点が存在する。まず指摘すべきは、工政会が政治問題にとどまらず、各分野の産業政策に対する調査・資料収集に際しても、会としての明確な結論の提示を避け、代表的識者の（時に相反する）主張を列記する方針を取った点である。以下、20年代後半の主要な産業政策・工業政策的争点に関する、工政会の対応を検討してみよう。

第一に、電力統制問題についてみれば、倉橋藤治郎（工政会常務理事）は、同問題の重要性を語りつつも「電力の供給が豊富、円滑、低廉となることが究極の目的であつて、統制は其目的を達するための方法であらねばならぬ」として、統制方法・主体への具体的な言及を回避している⁽³⁴⁾。また、26年8月に工政会は、電力統制問題連合懇談会を開催したものの、貴族院公正会をはじめ各政党の電力政策案を会員が聴取するに止まり、会からの具体的な提案等は行なわなかった⁽³⁵⁾。さらに、同会は27年11月に「電力戦」問題に関する意見交換会を開催したが、やはり各企業関係者の講演を列記するに留まっている⁽³⁶⁾。

第二に、曹達工業保護奨励問題についても、倉橋は「我が邦最小限度の産業国策の樹立を講究するに当つて曹達工業の或る程度の発達助成方法を講ずる事が基礎的事項の一なり」と、助成策の必要を強調している。しかし政策の焦点であった自給程度については「為政者須らく之を決定すべく、又工政会、工業化学会、化学工業協会等の団体は欣んで之が諮問に応ずるであらう」とのみ述べて言及を避け、工業塩供給・関税政策・官営事業・補助金等の具体的奨励法についても「各方面の碩学、識者の所説を以て、之に答ふる事が出来やうと思ふ」として、やはり具体的言及を避けている⁽³⁷⁾。

第三に、先述した工業振興委員会の答申に関しても、同会は帝国経済会議に呼応する形で、1924年8月に「基礎工業振興ニ関スル建議」を提出したが、国産品愛用・基礎工業への低利資金融通・関税改正・不当廉売取締・輸出助成等を総則に掲げつつ、各産業の助成策に関しては、臨時財政経済調査会（曹達灰工業、製鉄業、造船業）、製鉄所調査会・製鉄事業調査会（製鉄業）等、先行する政府調査会の決議の履行を求めるものであった⁽³⁸⁾点には注意が必要であろう。

第四に、労働問題においても、26年に工場法改正問題を契機とした工業団体の合同に際して、工政会は参加を勧誘されたものの、結局は見送っている⁽³⁹⁾。1920年にも労働問題調査委員会が開催されたものの、方針案を巡る対立から最終的な結論は未決に終わっており⁽⁴⁰⁾、同問題への意見表明は、工政会発足当初からの難問であった。

以上より、各種の答申・活動に関しては、国産振興・工業教育の振興・動力問題の解決という大方針を掲げながらも、各産業の具体的奨励策への言及、電力統制問題・労働問題といった当時

焦点化した問題への深いコミットは、回避される傾向にあったといえよう。「工業家」の総合的団体を指向しながらも、あるいはそれゆえに、「工業家」同士の意見対立をいかに処理していくかという問題は、依然工政会にとって課題であり続けたのである。

もう一つの問題は、果たしてこうした活動方針の転換は、大多数の技術者出身会員にとって魅力あるものであったのか、という点である。

【表3】 戦前期工政会各年度別会員数・入退会者数⁽⁴¹⁾

年度	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1939
入会	109	66	36	85	145	31	47	18	27	49	84	254
退会	374	281	156	155	263	258	252	108	140	198	232	97
死亡	41	23	25	15	26	38	18	33	38	34	30	29
総数	3,376	3,138	2,993	2,908	2,608	2,359	2,136	2,162	2,011	1,828	1,650	2,080

【表3】より、20年代半中盤から退会、死亡と新規入会者の減少により、同会の会員数は継続的に減少し、1936年には最盛期の半分程度にまで落ち込んだことがうかがえる。会員数減少の主因として先行研究が掲げている⁽⁴²⁾ように、33年の「万国婦人子供博覧会」の失敗と、それに伴う財政問題が影響していることは否定できないが、会員総数の減少自体は同博覧会の開催以前から一貫した傾向であり、特定の運動・事業が主因とはみなし難い。とすれば、工政会の活動方針転換は、学術団体・経済団体としての社会的権威を上昇させたものの、技術者団体としての統一性・団結性を低下させる結果をもたらしたといえよう。ではこうした方針転換は、会員構成をどのように変貌させたのだろうか。

5 工政会の人的構成変化に関する統計的検討

まず会員の所属別区分の変遷を見れば、【表4】から、1924年末の時点で民間企業所属の会員が2,034人（約63%）に対し、技術官は773名（約38%）であった。29年には技術官536名（約19%）に対し、企業所属は1,925名（約67%）となる。34年には、民間勤務が1,351名（約67%）に対し、官公吏は273名（約14%）と減少していく。会員減少率を比較すれば、官公吏が10年前の約35%に低下したのに対し、企業所属の会員では約66%に止まっている。

一方では、経営者・取締役・自営業を合わせた人数と比率を見れば、24年が733名（企業関係者の約36%）であったのに対し、29年には899名（同46%）と上昇、34年に823名（同61%）と割合が大幅に増加し、39年には903名（同63%）に微増する。

ここで同会の活動において注目すべきは、1930年の関西支部主導による、中小商工業金融問題への対応である。同運動を主唱したのは小畑源之助関西支部長（日本ペイント社長）であり、府・

戦前期における「技術者」団体の人的構成と活動方針

【表4】1924年、29年、34年および39年度工政会員職種一覧⁽⁴³⁾

	内務	逋信	鉄道	満鉄	商工	大蔵	市町村	陸軍	海軍	他官庁
24年度	168	85	118	98	72	19	83	27	40	63
(%)	5.2	2.6	3.7	3.0	2.2	0.6	2.6	0.8	1.2	2.0
29年度	97	56	101	66	52	18	51	24	37	34
(%)	3.4	1.9	3.5	2.3	1.8	0.6	1.8	0.8	1.3	1.2
34年度	46	26	37	24	27	9	28	19	29	28
(%)	2.3	1.3	1.8	1.2	1.3	0.4	1.4	0.9	1.4	1.4
39年度	36	35	20	23	24	11	16	14	14	28
(%)	1.8	1.8	1.0	1.2	1.2	0.6	0.8	0.7	0.7	1.4

	教員	経営者	取締役	工場長	企業一般	自営	議員	その他	不明	合計
24年度	201	140	300	334	967	293	7	19	184	3,218
(%)	6.2	4.3	9.3	10.4	30.0	9.1	0.2	0.6	5.7	100
29年度	180	201	384	204	822	314	44	28	175	2,888
(%)	6.2	7.0	13.3	7.1	28.5	10.9	1.5	1.0	6.1	100
34年度	128	229	388	163	365	206	18	38	195	2,003
(%)	6.4	11.4	19.4	8.1	18.2	10.3	0.9	1.9	9.7	100
39年度	104	337	439	102	419	127	36	64	148	1,997
(%)	5.2	16.9	22.0	5.1	21.0	6.4	1.8	3.2	7.4	100

市、他経済団体および地方銀行と共に調査を執行し、債権保険制度の創設、債務保証制度の創設、銀行及信託会社の活用の三点を中心とする建議を作成した⁽⁴⁴⁾。小畑という非技術者出身の支部長により主導された同運動の存在は、昭和初期における同会会員の関心が、中小工業者の救済に移行しつつあったことを示唆している。

次に官吏会員の内訳をみれば、24年時点で内務省が官吏全体の約22%、逋信省が11%、鉄道省が15%、となっており、内務省系技術官の積極的な参加がうかがえる（この数値は市町村への出向者を含めればさらに増加する可能性がある）。しかし1934年には、内務約17%、逋信10%、鉄道13%となっており、技術官吏の退会・比率低下による出身官庁の分散が目立っている。

こうした工政会の活動方針に対する技術官僚の不満は、日本工人倶楽部の中心人物であった宮本武之輔（内務技師、後に企画院次長）の事例が端的に示している。早くも22年の段階で、宮本は「工政会の連中は工人倶楽部が工政会に合併でもするような口吻を洩らすは盲目蛇におぢぎの類か」⁽⁴⁵⁾と不快感を示し、評議員として同会東京支部の会合に出席した際も「油の乗らぬ事多し。

時間の浪費なり」⁽⁴⁶⁾と評している。そして23年4月末には「他の評議員と意見一致せざる可きを恐るを理由として評議員辞退の手紙を出す」⁽⁴⁷⁾に至るのである。

宮本の反応は、専門経営者としての技術系経営者・役員の増加に伴い、地位向上の機会が不完全ながらも拡大しつつあった民間技術者と、技術官僚の間に、状態認識の相違が拡大しつつあった事を象徴している。

【表5】工政会員 24年度－39年度出身大学・高等工業学校分類⁽⁴⁸⁾

	東大	京大	東北大	北海道大	九州大	東京高工	大阪高工	名古屋高工
24年度	1,074	293	41	24	29	518	237	101
29年度	920	230	31	22	38	414	194	56
34年度	612	175	25	12	23	262	124	32
39年度	560	156	24	20	35	190	81	17

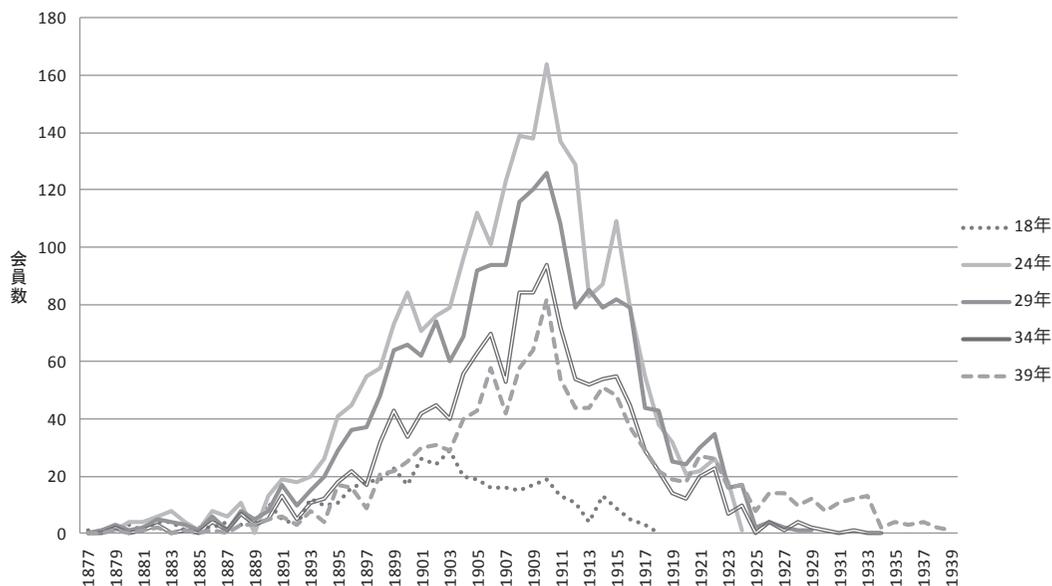
	京都高工芸	熊本高工	明治専門	旅順工科	早稲田	その他	合計	会員総計
24年度	20	58	4	11	26	33	2,469	3,218
29年度	18	54	5	45	15	21	2,063	2,888
34年度	12	31	0	19	9	20	1,356	2,003
39年度	9	25	6	15	28	27	1,193	1,997

次に【表5】を見れば、会員全体に対する工科・理科大学および高工出身技術者の存在率は、約77%から71%、68%、60%と低下が継続している。集計方法による34・39年度会員の補足率低下を考慮しても、一貫した大学理・工学部および高工出身者の総計比率低下は確認可能である。

さらに【グラフ1】から技術者会員の大学・高工卒業年次を検討すると、発足当初の会員は1900-03年度の卒業生を機軸としたなだらかな分布を形成しているものの、24年度以降は、1909-11年次の卒業生を頂点とした急激な勾配を示している。すなわち同時期の技術者集団が、20年代以降は一貫して工政会の主要メンバーを形成し、1920年代初頭以降の卒業生は、年を追って急激に減少していることが判明した。

こうした会員年齢層の固定は、古参会員の企業・官庁等事業体内での地位上昇に伴い、会としての社会的権威性を上昇させたものの、大正期の大学・高工の大拡張以降に卒業した技術者の関心を、同会が捉えるには至らなかった証左ともいえよう。しかしこうした問題点は、工政会に特有のものだったのだろうか。

【グラフ1】1918-39年における工政会大卒・高工卒会員卒業年次⁽⁴⁹⁾



6 日本技術協会・工人倶楽部と工政会の比較検討

1936-37年に、日本技術協会は工政会との間に合併を模索したものの、工政会側から「相互の団体の歴史並に会員の性質の差異上両団体の合同は時機に非ず」との意向が示されたため、失敗に終わっている⁽⁵⁰⁾。この合併失敗に関し、先行研究は、技術官吏中心である日本技術協会と、工政会との人的構成の差が主因であったと指摘している⁽⁵¹⁾が、同時期の技術協会の人的構成はいかなるものであり、工政会とどのような点で相違していたのだろうか。

【表6】日本技術協会1937年時会員所属分類⁽⁵²⁾

	内務	通信	鉄道	満鉄	商工	大蔵	農林	市町村	陸海軍	他官庁
人数	247	28	78	16	13	29	101	106	5	14
(%)	23.0	2.6	7.2	1.4	1.2	2.7	9.4	9.8	0.5	1.3

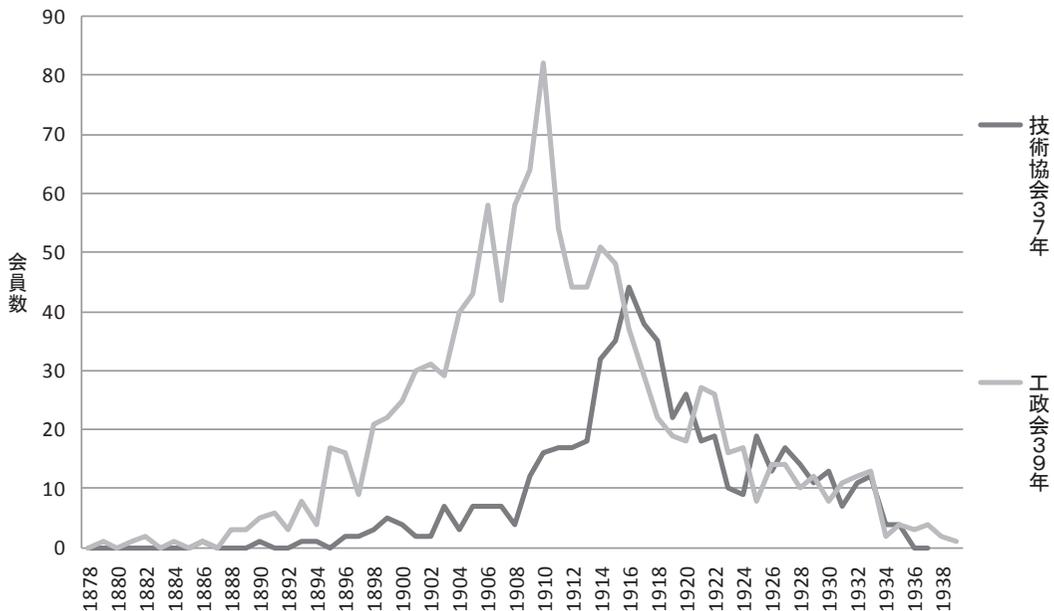
	教員	経営者	取締役	工場長	企業一般	自営	議員	その他	不明	合計
人数	46	9	20	8	199	24	1	7	122	1,073
(%)	4.3	0.8	1.8	0.7	18.5	2.2	0.1	0.7	11.3	100

【表7】日本技術協会 1937年時会員卒業校分類⁽⁵³⁾

東大	京大	東北大	九大	北海道大	東工大	阪大
317	82	18	36	9	9	2
名高工	熊本高工	早稲田	日大	他高工等	合計	会員総計
17	17	18	10	15	550	1,073

【表6】より637名と会員の約59%を官公庁所属会員とし、内務官僚が最大を占めること、【表7】より全体数の約51%が大学・高工出身者であることが確認可能であり、会の性質を考慮すれば、残余の会員は中等以下の工業学校の出身と思われる。以上より、内務・通信系技術官を中心とする日本技術協会と、民間技術者・企業関係者を主体とする工政会という先行研究の推定は、統計的に裏付けられたといえよう。同様に、約65%（39年度工政会）対約22%（37年度技術協会）という企業出身会員の比率差は、当時の工政会が合併を躊躇するに十分な人的構成の差であったことも確認できる。

【グラフ2】日本技術協会1937年時大卒・高工卒会員卒業年次分類(付:工政会1939年時会員卒業年次分類)⁽⁵⁴⁾



しかし、ここで注目すべきは、やはり同会の年齢構成である。日中戦争下における両技術者団体の学校卒業年度を比較すれば、【グラフ2】より、ピークこそそれぞれ1910年卒、1916年卒と異なるものの、第一次世界大戦終結以降の学校卒業生に関しては、ほぼ同様に顕著な減少傾向

にあることがうかがえる。

すなわち、工政会・日本技術協会を問わず、30年代中盤の段階では、技術者団体への参加自体が、明治末期から大正初期の学校卒業者という、一定世代の高級技術者内に限定されていたことは、明らかである。両会会員のピークは、倉橋藤治郎工政会常務理事（1910年大阪高工窯業科卒）、宮本武之輔（1917年東京帝大工学部土木科卒）という、大正・昭和戦前期の両会の主導的人物の卒業年次と、ほぼ一致しており、両団体とも、主導的技術者の世代外への求心力は低調であったことが推測しうる。

おわりに

以上より、発足当初から民間技術者の比率が過半数を超えていた工政会は、1923年の方針転換以後、この傾向を一層拡大させ、30年代からは重化学工業関係の経営者・役員層を機軸とする、経営者団体的な性質を明確にしていった点が、確認できた。さらにはこうした職種構成の変化と平行して、先行研究においては同会が政治的・社会的影響力を向上させたと言われる20年代中盤から、同会の会員数は一貫して減少を続けていた点が、統計的に確認しうる。

さらに入会者を世代面で見れば、1910年の大学・高工卒業者をピークとして急速に低下していったことが確認可能であり、従来工政会に比し「若い」団体と見なされていた日本技術協会においても、ピーク年次を除いて同様の分布が確認できた。このことから、工政会にとどまらず、戦前期の技術者団体自体が、明治末期から大正初期、すなわち技術官の昇進を制限した1899年の文官任用令改正の前後から、重化学工業化が飛躍的に進展した第一次世界大戦中までの大学・高工卒業者を主体として展開されたものの、以降の世代の関心は急速に低下していったことが、明らかになった。

その背景としては、専門経営者としての技術系経営者・幹部社員の増加に伴い、不完全ながらも経営者・重役への昇進の道が解放されたことで、会員の多数を占める民間技術者にとって、待遇改善への欲求は、切実なものでなくなりつつあった点が挙げられよう。

同様の認識は、日中戦争下における技術者団体幹部の発言からも窺える。1937年11月開催の六省技術者協議会による「技術立国技術者大会」で、佐野利器（日本技術協会会長）は、「民間に於ては技術の将帥多士齊々であり、これに準ずべき、又はこれに次ぐべき部隊長以下将兵、その数計り知るべからず」としながら、「官辺行政の部門に於て……部隊長級の人材甚だ乏しきが如き現象」を非難している⁽⁵⁵⁾。

また同大会では八田嘉明（工政会会長）も、「民間その他に於ては、既に仕事が技術を中心としてやつて居ります。場所に於ては、十分に技術者を尊重してゐると思ひます。立派なマネージャーも出て居ります。立派な社長も出て居ります」と述べつつ、「猶ほ改善する点がありとしますれば、それは官庁方面にある」⁽⁵⁶⁾と発言している。

ここに、官・民双方における待遇格差への不満から出発した大正初期の技術者運動と、30年代中盤における技術者運動との、明確な差異が現われている。すなわち、むしろ民間技術者が経営者・管理職たり得るにも拘わらず、技術官吏がそれに比して不遇であることへの不満こそが、昭和期技術官僚の政治参画運動を活発化させた原因であることが、うかがえるのである。

では、技術政策の振興と技術者の養成が、国家的重要課題として一層の注目を集める日中戦争以降において、待遇格差問題への関心を低下させ、経営者団体化しつつあった工政会は、いかなる活動を展開したか。とりわけアジア・太平洋戦争下における工政会と、企業における技術系経営者・重役の動向については、別稿をもって論じたい。

注

- (1) 本稿は2015年度社会経済史学会大会における報告を基底とし、大幅な内容の追加・改訂を行なったものである。
- (2) 大淀『宮本武之輔と科学技術行政』（東海大学出版会 1989年）、『近代日本の工業立国化と国民形成』（すずさわ書店 2009年）。
- (3) 若月『近代日本の政党内閣と官僚制』（東京大学出版会 2014年）。
- (4) 森川『技術者—日本近代化の担い手』（日本経済新聞社 1975年）。
- (5) 代表的研究として、内田「大正中期民間企業の技術者分布—重化学工業化の端緒における役割」（『経営史学』23巻1号 1988年）。
- (6) 天野『近代日本高等教育研究』（玉川大学出版部 1989年）。
- (7) 沢井「重化学工業化と技術者」（『日本経営史』第2巻 岩波書店 1995年）、『近代日本の研究開発体制』（名古屋大学出版会 2012年）。
- (8) 市原「三菱電機の技術者の社内キャリア(1)戦前期職員録の分析」（『駿河台経済論集』第14巻2号 2005年）。
- (9) 森川の研究は財閥系大企業の技術系重役に限られ、内田の研究は帝大・高工卒業生の就職分布、技術者の主要企業への経営参画の双方を検討したものの、技術者の地位に関しては、実質的権限の強さに比した社内地位の低さを指摘するに留まっている。一方で天野・沢井の研究は、教育政策・産業政策としての技術者供給に主眼を置く関係上、官公吏・民間・学術機関といった技術者就職の概要を示したが、就職後の技術者の地位については概略的に触れるのみであった。市原の研究は企業内部の技術系職員の出身・昇進速度を検討した点で画期的だが、やはり技術者の全体的傾向との関連が、課題として残されている。
- (10) 『工政会々報』第1巻1号（1918年）巻末会員名簿を元に作成し、『日本工業要鑑』1918・19年度版及び同年度の学士会『会員氏名録』を利用した。計測にあたっては会員名簿に複数の所属・役職が記載されていた場合、先頭のそれを優先した。ただし名簿中の所属・役職が空欄であり、同年度の『学士会会員氏名録』に記載が存在した場合、同氏名録の所属・役職を採用した。
「他官庁」には「道府県技師」等のみ記され、職務内容・所属部署が不明の者も参入した。また「経営者」は株式・合資・合名会社の経営者を指し、個人事業主は「自営」の項目に含んだ。「取締役」には取締役・本社理事を、「工場長」は技師長・工場長・本社部長を含む。「自営」は会員名簿および『学士会会員氏名録』、『日本工業要鑑』、『日本技術家総覧』で明記されたもの、会社組織の形態を取らず組織名に個人名義を冠した事業主を含む。以上の計測方法は、後述する24-39年度の工政会会員名簿および日本技術協会会員名簿にも適用した。
- (11) 「重化学工業化と技術者」pp.182-193。同書統計によれば1903-1914年の同大学工学部卒業生3,004名のうち、14年度末には1,106名が官公庁勤務、1,113名が民間企業勤務となっている。

戦前期における「技術者」団体の人的構成と活動方針

- (12) 戦前期の日本工人倶楽部の活動に関しては前掲『宮本武之輔と科学技術行政』および、土木学会土木図書館委員会直木倫太郎・宮本武之輔研究小委員会編『技術者の自立・技術の独立を求めて：直木倫太郎と宮本武之輔の歩みを中心に』（土木学会 2014年）、工政会発足当時の役員に関しては『近代日本の工業立国化と国民形成』p.158を参照。
- (13) 利用史料、計測方法は【表1】の場合に準じる。
- (14) 編輯子「見たま、聞たま、」（『工政会々報』第1巻1号）p.9。
- (15) 「工政会の創立を欣ぶ」（『現代の電気』第4巻7号 1918年7月）p.592。
- (16) 棚橋寅五郎「創立二十周年を迎へての感想」（『工政』第201号 1937年3月）p.20。ただし棚橋は同文中で実業界への技術系経営者進出を例示し「是れ全く二十年前工政会創立当初の意気を半ば達せるものと云ふことが出来る」（同前）と続けていることにも注意が必要である。
- (17) 工政会「武藤山治氏より本会趣旨に対し寄せられたる反対意見及之に対する本会の回答」（『工政会々報』第38号 1922年10月）。
- (18) 小林「『技術者の事業経営』問題に対する批判」（上）（『工業評論』第8巻10号 1922年10月）pp.34-35。
- (19) 若月前掲書 pp.223-226。
- (20) 戦前期重化学工業系大企業の経営組織における技術者の役割は、森川『技術者—日本近代化の担い手』および前掲「大正中期民間企業の技術者分布」を参照。このうち森川は、1941年以前の主要鉱工業企業のトップマネジメントに占める技術者は、40%弱と分析している（森川前掲書 p.126）。
- (21) 「臨時財政経済調査会要覧（第二号）」（山本義彦編『第一次大戦後経済・社会政策資料集』第1巻 柏書房 1987年）pp.200-201。
- (22) 「鉄需給問題調査委員会記事」（『工政会々報』第22号 1919年11月）pp.16-19、「十一月七日例会記事」（『工政会々報』第23号 1920年1月）pp.3-26。
- (23) 工政会「二月十七日例会記事」（『工政会々報』第25号 1921年3月）pp.16-17。
- (24) 「工政会創立二十周年記念 回顧座談会」（前掲『工政』201号）p.62。
- (25) 工政会「二月二十四日理事会記事 附弁理士法案に関する意見決定」（『工政会々報』第25号）pp.19-20。
- (26) 「特許法改正法律案外四件委員会議録」第3-第6回（『衆議院委員会議録』第29巻）。
- (27) 工業所有権制度問題および電力問題については、葉賀七三男「技術政策史話10 工政会の誕生—工務省設置運動の展開—」（『工業技術』第27巻10号 1986年10月）pp.24-27が既に検討を加えているが、同論文が制度改正の概略、工務省設置運動と電力問題との関連性に主眼を置くのに対し、本稿では同問題を、会それ自体の活動方針・性質との関係に注目して検討する。
- (28) 「一月十七日例会記事」（『工政会々報』第14号 1920年2月）pp.2-3。
- (29) 「十一月の役員会記事」（『工政会々報』第30号 1921年11月）p.18、「工政会水力電気事業 統一調査委員会決議案」（同前）p.2、「電力統一問題に関する関西支部決議案」同前）p.2。
- (30) 工政会「工政余談」（『工政会々報』第27号 1922年8月）p.2。
- (31) 同問題の経過は、若月前掲書 pp.219-221に詳しい。とはいえここで注意すべきは、武藤が先年に対立した工政会にあえて接近を図った理由、すなわち同会会員に票田としての可能性を見出した可能性であり、それは会員中に占める企業関係者・商工業者の存在という問題と、密接に関連しているのである。
- (32) 赤坂表三「工政会の近状を論じ新春の工業界に寄す」（『工政』第76号 1926年1月）p.14。
- (33) 工業家大会の内容、建議等については、大淀前掲『近代日本の工業立国化と国民形成』pp.189-193、若月前掲書 pp.226-230等を参照。
- (34) 倉橋生「電力統制問題に就て」（『工政』第83号 1926年10月）pp.前1-前3。
- (35) 工政会「電力統制問題連合懇談会記事」（『工政』第81号 1926年8月）pp.45-63。同会は1926年当時貴族院議員26名、衆院議員13名を会員としており（「工政会の井上鉄相、佐竹鉄道次官招待会」『工政』第80号 1926年7月、pp.56-57）、それゆえ特定政党に有利な建議案の提出は困難であったといえよう。

- (36) 工政会「電力戦問題に関する意見交換会」(『工政』第97号 1927年12月) pp.17-36。
- (37) 倉橋藤治郎「曹達工業に関する国策確立の要」(『工政』第56号 1924年6月) p.2。
- (38) 工政会「工政会公告」(『工政』第58号 1924年8月) pp. 甲1- 甲3。
- (39) 倉橋藤治郎「工政会の使命と社会問題に対する態度」(『工政』第86号 1927年1月) p.1。
- (40) 工政会「労働問題調査委員会記事」(『工政会々報』第18号 1920年7月) pp.25-30。
- (41) 各年度「工政会近況」(『工政』所収、「工政会近状」等、題名の異同あり) 欄より作成。1937・38年度は会報に未記載のため確認不能。
- (42) 『近代日本の工業立国化と国民形成』 p.343。
- (43) 1924、29、34、39年度工政会会員名簿より作成、分類方法等は先述の1918年度名簿に準じる。「その他」には34年に1社、39年度に15社の法人会員を含む。
- (44) 工政会「中小商工業金融問題に就て」(『工政』第124号 1930年4月) pp.14-32。
- (45) 『宮本武之輔日記』第14巻(電気通信協会東海支部 1971年) 1922年度 p.91 (1922年11月29日付)。
- (46) 『宮本武之輔日記』第14巻 1923年度 p.7 (1923年3月29日付)。
- (47) 『宮本武之輔日記』第14巻 1923年度 p.13 (1923年4月24日付)。
- (48) 学歴の判定にあたっては各年度とも『日本技術家総覧』および各年度版学士会『会員氏名録』に加え、1924年度は『日本工業要鑑』1916・17、1918・19、1922、1924年度版を、1929年度は『日本工業要鑑』1918・19、1923、1929年度版を利用して確認した。1934年度に関しては『日本工業要鑑』1926、1929、1932年度版を、1939年度に関しては『日本工業要鑑』1929、1932年度版を使用した。このため1935年度卒業以降の高工卒業生に対する把握の不十分さは否めない。しかし後述する会員の分布傾向を考慮すれば、同年度以降の卒業生が、会員分布を大幅に変更する可能性は低いといえよう。
- 「東北大」には1912年以前の仙台高工卒業生を、「北大」には北海道帝大附属土木専門部を含めた。1929年度以降の「東京高工」には東京工業専門学校・東京工業大学の卒業生を、同様に「大阪高工」には大阪工業専門学校・大阪大学工学部の卒業生を含めた。
- (49) 計測基準は【表5】に準じる。
- (50) 「各学会幹部座談会」(『技術日本』第175号 1937年7月) p.50。
- (51) 前掲『宮本武之輔と科学技術行政』 pp.213-214。
- (52) 『日本技術協会会員名簿 昭和十二年十二月』(日本技術協会 1937年 早稲田大学図書館所蔵)。技術者の所属・学歴は『学士会会員氏名録』1937年度版および前掲『日本技術家総覧』を参照し、分類方法等は、工政会の場合に準じる。
- (53) 同前。
- (54) 同前。
- (55) 佐野利器「技術報国」(六省技術者協議会『技術立国技術者大会記』1938年1月) p.8。
- (56) 八田嘉明「時局と技術」(前掲『技術立国技術者大会記』) p.33。